

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日となる日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所の休止(〃)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第六百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成四年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつだ小児科医 院	倉吉市新町三丁目一七七八	平成四年五月十九日
北斗調剤薬局	倉吉市新町三丁目一七七七	〃
北山クリニック	倉吉市東巖城町一八三一二	〃
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	〃
音田内科	倉吉市東町四三五	〃
花木こどもクリ ニック	八頭郡家町大字宮谷一九三一	平成四年六月一日
医療法人山崎医 院	境港市相生町一二四	〃
小川歯科医院	米子市両三柳四八一一三	〃
小林薬局東町店	倉吉市東町四三五一〇	〃
松岡内科	〇 鳥取市賀露町一七〇三三七七	〃
老人保健施設や すらぎ	鳥取市的一三一	平成四年六月五日

佐野薬局	米子市上後藤二丁目三十一六	平成四年六月十日
医療法人石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳方四九一 一七	"
有限会社羽場薬局	鳥取市賀露町一七〇三一三 二	"

鳥取県告示第六百二二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成四年三月二十日

鳥取県告示第六百三二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
松田医院	倉吉市新町三丁目一〇八三	平成三年八月三十日
北山内科クリニック	倉吉市東巖城町一八三一二	平成四年四月三十日
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	"
医療法人福庭医院	境港市相生町二一四	"
小川歯科医院	米子市西三柳四四八一三	平成四年四月十五日
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三十一六	平成四年五月二十九日
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳方四九一 一七	平成四年五月一日

鳥取県告示第六百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のと

おり告示する。

平成四年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目一〇八一	平成四年六月十五日
あだち歯科医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八一	"

鳥取県告示第六百五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成三年十二月二日 鳥取県指令受都計三一三第三十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市福市字鶴田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目一六八
株式会社サンイレブン

代表取締役 森脇賢太郎

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 西 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十号様式の一の備考1に次のただし書を加える。

ただし、名簿届出政党等の数により一段に掲示できない場合には二段以上にする事ができるものとし、この場合の掲載の順序は、上段右を一とし、左に順を追って下段に至り以下これにならうものとする。

第二十号様式の二の備考1に次のただし書を加える。

ただし、名簿届出政党等の数により一段に掲示できない場合には二段以上にする事ができるものとし、この場合の掲載の順序は、上

段右を一とし、左に順を追って下段に至り以下これにならうものとする。

第二十一号様式の備考3を次のように改める。

3 氏名揭示は、法第七十五条第二項の規定によるくじで定めた順序に従い、右から行うものとする。ただし、候補者の数により一段に掲示できない場合には二段以上にすることができるとし、この場合の掲載の順序は、上段右を一とし、左に順を追って下段に至り以下これにならうものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年七月十日

鳥取県教育委員会委員長 西 圭 介

一 日時 平成四年七月二十一日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】